


所管部課	市民部 保険年金課	部長	広沢 光政	
件名	専決処分の承認について（東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）			
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付で専決処分により改正した「東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を同条第3項の規定により、平成27年第2回市議会定例会に報告し、承認を求める。</p> <p>(1) 主な改正内容 第23条中の軽減対象を変更する。</p> <p>内容 低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行う。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯の拡大に寄与する。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月18日 平成27年第1回市議会定例会終了後に、市長より議会に対して専決処分をする旨の説明を行った。 平成27年3月31日 地方税等の一部改正公布、持ち回り庁議にて条例改正審議済み、条例改正の専決処分。改正条例公布。 <p>文書課審査済み。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議における審議終了後、速やかに第2回市議会定例会へ議案とするための事務を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。